

公共事業の再評価について4事業を「事業継続」と決定しました

令和4年10月14日に開催された「第50回群馬県公共事業再評価委員会」の意見を踏まえ、以下の4事業について、県の対応方針を「事業継続」と決定しました。今後とも公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めて参ります。

【対応方針一覧(全て県事業)】

議案	区分	事業名	路河川名	事業場所	委員会意見	県対応方針
第1号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	(主)桐生伊勢崎線(阿左美大原工区)	太田市 みどり市	特になし	事業継続
第2号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	(主)太田大間々線(新田藪塚工区)	太田市	特になし	事業継続
第3号議案	砂防	社会資本整備総合交付金事業(火山砂防)	利根川支川 大原沢	みなかみ町	特になし	事業継続
第4号議案	ほ場整備	県営農業競争力強化農地整備事業	五箇谷地区	板倉町	特になし	事業継続

【公共事業再評価制度とは?】

群馬県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性と一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業再評価を実施しています。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している公共事業などを検証し、「継続」するか「中止」すべきかなどの再評価を行うものです。

本制度に基づく県の対応方針の決定にあたり、第三者から意見を聴く、「群馬県公共事業再評価委員会」を開催し、その意見を最大限尊重し、県の対応方針を決定するものです。